



第2号様式（第4条関係）

## 行政文書公開決定通知書

31観名保第62号  
令和元年6月12日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聰 様

### 実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和元年6月4日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	・名古屋城の天守閣解体に関する現状変更許可申請についての市長読み文（6月3日） ・想定質問4（名古屋城天守閣解体に関する現状変更許可申請について）				
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	令和元年6月17日	午前 時 午後		
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎 1階）			
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴				
備 考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488				

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

想定質問4（名古屋城天守閣解体に関する現状変更許可申請について）

文化審議会に諮られたことは、誰に、いつ文化庁から連絡があったのか。

○5月27日に文化財保護室あてに連絡があり、それを受け5月29日に文化庁へ出向き直接伝えられると、担当者より報告を受けた。

文化庁への回答はいつまでに行うのか

○できる限り速やかに回答するよう、事務方には指示を出した。

具体的にいつごろまでに回答をするのか

○回答については、確認事項をより慎重に精査し、丁寧に作成する必要があるので、時間を必要とすることから、6月中旬頃を目途に考えている。

今後の審議スケジュールは

○今後の審議会スケジュール等については、文化庁から伺っていない。

次に、名古屋城の天守閣解体に関する現状変更許可申請について、ご報告させていただきます。

- ・これまで、解体の現状変更許可申請の状況について、文化審議会に諮られたかどうかを含めお答えすることはできないとお話しさせていただきましたが、先般、文化庁より天守閣解体の現状変更許可申請書が、5月17日の文化審議会に諮問され、その後、専門調査会に諮られたということが、担当者を通じて伝えられました。
- ・あわせて、その際に、現状変更許可申請について確認すべき点が生じたということで、回答を求められておりますので、現在、事務方において確認事項を精査し、精力的に回答の作成に着手しております。
- ・なお、確認すべき点については、石垣等遺構への影響に関するものについてですが、内容を公表することにより、今後の文化審議会による公正な審議を妨げることになるため、お話しすることは差し控えさせていただきます。
- ・ただ、名古屋市としては、やるべきことはやった上で現状変更許可申請を提出してまいりました。引き続き、できる限り早期に回答を作成した上で、文化庁へ提出し、慌てず朗報を待ちたいと考えております。

私からは、以上です。